

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、2019年は米中摩擦による外需寄与の低迷や消費税増税による需要減退等がありつつも、潜在成長率を若干下回る経済成長で推移しましたが、年明け以降、新型コロナウイルスの世界的な流行により、経済の成長経路は大幅な下方屈折に向かっており、不確実性が高い状況となっています。

国内の仮想通貨市場においては、主要な仮想通貨であるBTCの年間取引高（「Bitcoin日本語情報サイト」より現物取引が可能な市場のみ集計）は2018年4月から3月にかけては16,770千BTCであったものの、2019年4月から2020年3月にかけては12,687千BTCとなっており、前年比76%となりました。

当社はこのような状況の中、顧客保護に向けた継続的な取り組みや経営管理体制の強化に取り組みつつも、足元の業務規模に合わせた拠点集約、外注費等のコスト適正化等の構造改革を行いました。

またサービス面においては、仮想通貨交換業登録後、初めてとなる新規仮想通貨の取り扱いを実施し、当事業年度で3種類の仮想通貨を新規に取り扱うことができました。また世界初となる仮想通貨LiskのStakingサービス、改正犯収法に対応したeKYCによる口座開設、仮想通貨積立購入サービスの開始、大口顧客向けのOTC取引のサービス拡充等の収益貢献度が高い施策を実施することができました。

この結果、営業収益は3,814百万円（前事業年度営業収益2,115百万円）、経常利益340百万円（前事業年度経常利益△2,640百万円）、当期純利益285百万円（前事業年度当期純利益△2,743百万円）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

	第5期 2017年3月期	第6期 2018年3月期	第7期 2019年3月期	第8期 (当事業年度) 2020年3月期
営業収益 (百万円)	989	62,604	2,115	3,814
経常利益 (百万円)	742	53,626	△2,640	340
当期純利益 (百万円)	471	4,388	△2,743	285
1株当たり 当期純利益 (円)	265.46	2,472.02	△1,545.53	160.69
総資産 (百万円)	3,868	166,448	72,834	75,678
純資産 (百万円)	540	4,929	2,540	2,827
1株当たり 純資産 (円)	304.60	2,776.62	1,231.10	1,387.91

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はマネックスグループ株式会社であります。同社は2018年4月16日に当社株式の100%を取得し当社の親会社に該当することとなりました。

親会社との主な取引は、役務の受入であります。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会決議により、内部統制システムの構築に関する基本方針を以下のとおり定め、これに従い内部統制システムを構築し、その確立に努める。

①取締役及び執行役員の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

(i) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役（会）の役割

- ・ 取締役は、他の取締役及び執行役員の職務の執行の適合性につき監視し、取締役会を通じて必要な監督を行う。
- ・ 取締役は、取締役及び執行役員の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための内部統制システムを構築し、法令定款遵守の体制の確立に努める。

(ii) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査役（会）の役割

- ・ 監査役は、法令並びに規程に定められた権限を行使し、取締役及び執行役員の職務の執行を監査する。
- ・ 監査役は、取締役及び執行役員の職務の適合性を確保するための内部統制システムの運用について監査する。

(iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・ 取締役及び執行役員の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の取締役、監査役、執行役員及び従業員（以下「役職員」と総称する。）が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・ 社長執行役員及びその他の執行役員が出席するコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行い、同会議の結果を取締役に報告するものとする。

(iv) 内部監査部門の設置

- ・ 取締役及び執行役員の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(v) 内部通報制度の整備

- ・ 法令遵守上疑義のある取締役並びに執行役員の行為等についての早期発見及び是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

②取締役及び執行役員の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する体制

(i) 情報の保存・管理

- ・ 取締役及び執行役員の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取扱いにかかる規程に従い適切に保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i)各種リスクの管理

- ・リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定める。
- ・リスク分類毎に各統括部署がリスクの管理を行い、各統括部署の長が定期的にリスク委員会に報告し、リスク管理統括責任者が同会議の結果を定期的に取締役会に報告し、取締役会が確認することによりリスクの管理を行う。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i)組織関連規程の整備

- ・役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌及び決裁権限にかかる規程を定める。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i)企業倫理の確立及び法令遵守体制の整備

- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役職員が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定める。
- ・社長執行役員、その他の執行役員が出席するコンプライアンス委員会を毎月開催し、法令の遵守状況の確認を行う。

(ii)内部監査部門の設置

- ・適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(iii)内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある使用人の行為等についての早期発見及び是正を図ることを目的として、通報受領者（社外に指定する弁護士）に役職員が直接情報提供を行う内部通報制度を整備する。

⑥株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i)親会社その他の企業集団内における取引等の公正性を確保する体制の整備

- ・親会社その他の企業集団各社との取引における公正性、適法性を確保するため、業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行う。
- ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための体制整備に適切に対応する規程を定めるとともに、適正な人員配置を行う。

(ii)親会社の子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保

- ・親会社による、当社を含む企業集団の業務に対する内部監査部門及び監査役の監査の実施を実効あらしめる体制を構築し、運用する。

(iii)親会社と共通の各種基本方針の策定

- ・親会社における、当社を含む企業集団の業務の適正を確保するための各種基本方針に適切に準拠した各種基本方針を策定・整備する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(i) 監査補助者の選任

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」という。）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役の意見を聴いた上で、あらかじめ監査補助者となるべき使用人を選任する。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができる。

(ii) 監査役への報告

- ・ 監査補助者は、監査補助業務に関して監査役に対して報告を行う。

⑧⑦の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査補助者の人事上の独立性

- ・ 監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼし、又は支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意をあらかじめ得た上で、取締役会において決定する。

(ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性

- ・ 監査補助者は、監査補助業務の遂行にあたっては、監査役の指揮命令を受け、報告を行うものとし、取締役に対してはこれらの義務を負わない。

⑨監査役の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 人員の配置

- ・ 監査補助者につき、監査役の指示を実効的に遂行するために必要な知識・能力を備えた人員を配置する。

⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・ 役職員は、以下の場合には直ちに監査役に対して報告を行う。
 - イ. 重大な法令及び定款違反又は不正行為を発見した場合
 - ロ. 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ハ. 内部統制システムの体制、運用等に関する重大な欠陥及び問題を発見した場合
- ・ 役職員は、上記以外についても、監査役からの求めがある場合には監査役に対して報告を行わなければならない。

⑪⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(i) 規程の整備

- ・ 内部相談・通報に関する規程を設け、前号の報告をしたことによる不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 予算の確保

- ・ 当社は、監査役の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査役の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理する。

(ii) 専門家の利用

- ・ 監査役は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとする。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備

- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役に対する役職員の報告義務、その他協力義務に関する規程を定める。
- ・ 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できる。
- ・ 監査役の監査の実効性を高めることを目的として、監査役が代表取締役その他の役職員と定期的及び適宜、意見交換を行うことができる体制を整備する。

⑭財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

(i) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制

- ・ 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(ii) 取締役会の任務及び責任

- ・ 取締役会は、財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用に関して監督責任を有し、その整備・運用状況を監視する。

(iii) 体制整備・運用の状況の評価

- ・ 財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用の状況を確認するための仕組みを整備する。

⑮反社会的勢力との関係遮断

(i) 反社会的勢力の関係遮断

- ・ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には毅然と対応する。

(注) 本事業報告中に記載している数値は、表示単位未満の端数を切り捨てしております。

以上